

けんぽ委員だより

2026.9

コミュニケーションサイト開設のお知らせ

協会からのお知らせを確認できる健康保険委員向けの専用WEBサイト
(以下「コミュニケーションサイト」という。)を令和8年8月に開設しました。

■ コミュニケーションサイト

令和8年8月
OPEN

コミュニケーションサイトを通じて、協会からの最新情報をタイムリーにお届けし、健康保険委員の皆さまの活動をサポートします。



▲ログイン画面イメージ(デザイン等は変更する場合あり)

コミュニケーションサイトにご登録いただくことで、ご登録先の協会けんぽ各支部から発信するお知らせを、パソコンやスマートフォンからご確認いただけるようになります。
研修会・セミナー等のイベント申込やアンケートの回答、お知らせの閲覧等をオンラインで行うことができますので、ぜひご利用ください。

■ ご利用方法

令和8年9月より順次、健康保険委員にご登録いただいている皆さまへ、専用のID・初期パスワードを記載した「通知書」をお送りします。「通知書」に記載のURL等へアクセスし、初回登録をお願いします。初回登録には、専用のID・初期パスワードおよびメールアドレスの登録が必要です。

※ 複数事業所を兼任されている場合は、1社分のみ送付しておりますが、事業所ごとに「通知書」が送送されることがございますので、あらかじめご了承ください。

令和8年8月から高額療養費制度が見直されました

今回の見直しでは、制度全体の持続可能性の確保の観点から、低所得の方の負担に配慮しつつ、月単位の追加のご負担をお願いする一方で、「多数回該当」の金額を維持し、新たに「年間上限」を設けることで、長期療養者や低所得者へのセーフティネット機能を強化しています。

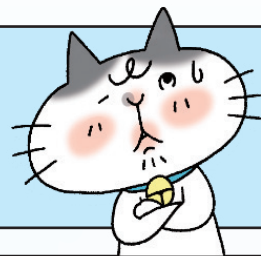
詳しくはこちら



知っておきたい!

傷病手当金とは?

～電子申請サービスも踏まえて～



・ 傷病手当金とは

病気休業中に被保険者とその家族の生活を保障するために設けられた制度で、被保険者が病気やケガのために会社を休み、事業主から十分な報酬が受けられない場合に支給されます。

給付対象

下記の(1)～(4)の要件を満たす場合にのみ、健康保険の給付の対象となります。

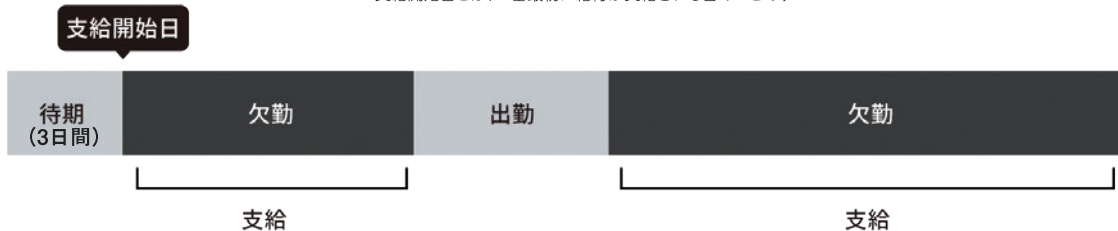
- (1)業務外の事由による病気やケガの療養のための休業であること
- (2)仕事に就くことができないこと
- (3)連続する3日間を含み4日以上仕事に就けなかったこと
- (4)休業した期間について給与の支払いがないこと



支給期間

支給開始日から通算して1年6ヶ月まで支給されます

※支給開始日とは、一番最初に給付が支給される日のことです



支給金額

1日あたりの
金額

支給開始日以前の継続した12ヶ月間の
各月の標準報酬月額を平均した額

$\div 30日 \times \frac{2}{3}$

(支給額例)

1. 支給開始日:令和8年2月15日
2. 標準報酬月額が令和7年3月～令和7年8月まで16万円、令和7年9月～令和8年2月まで18万円
3. 2の額を平均した額 $(16万円 \times 6 + 18万円 \times 6) \div 12 = 17万円$
4. 3の額の30分の1に相当する額 $17万円 \div 30 = 5,670円 (10円未満四捨五入)$
5. 1日あたり支給額 $5,670円 \times 2/3 = 3,780円 (10円未満四捨五入)$

傷病手当金について詳しく
知りたい方はこちら



傷病手当金の申請は電子申請がおすすめ!

- ・システムチェックにより記載もれなどのミスを防げます。
- ・制度の詳細やよくある質問を画面上で確認しながら入力できるため、正確に申請ができます。
- ・郵送などにかかっていた手間、時間、費用が削減できます。
- ・スマートフォンやパソコンから申請後の処理状況が確認できます。



電子申請サービスについて詳しく知りたい方はこちら

けんぽアプリからも
電子申請が利用できます!
あなたの健康に役立つ情報もお届け中♪

Android



iOS

